

令和5年度 第1回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和5年4月26日(水)

新宿区 総合政策部 区政情報課

【区政情報課長】

本日は、皆様お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

第 1 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会に先立ち、委嘱式をいたします。

この度、4 月 1 日の個人情報保護法の改正により、当審議会につきましても、新たな審議会の体制となります。そのため、あらためて皆様に委嘱させていただきます。

会長、副会長選出まで、進行役を務めさせていただきます、区政情報課長の原田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、皆様方に、当審議会委員の委嘱状の交付を行います。

副区長から委嘱状を交付させていただきます。皆様におかれましては、自席にて委嘱状を受けいただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、順次委嘱状をお渡しさせていただきます。

初めに、小林弘和委員でございます。

【副区長】委嘱状。小林弘和様。新宿区情報公開・個人情報保護審議会委員に委嘱します。委嘱期間、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで。令和 5 年 4 月 1 日新宿区長吉住健一。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】続きまして、香川明久委員でございます。

【副区長】委嘱状。香川明久様。以下同文でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【区政情報課長】続きまして、布施一郎委員でございます。

【副区長】委嘱状。布施一郎様。以下同文でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【区政情報課長】続きまして、坂下哲也様でございます。

【副区長】委嘱状。坂下哲也様。以下同文でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【区政情報課長】栗原宏平委員でございます。

【副区長】委嘱状。栗原宏平様。以下同文でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【区政情報課長】川野奈緒委員でございます。

【副区長】委嘱状。川野奈緒様。以下同文でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【区政情報課長】続きまして、松井育子委員でございます。

【副区長】委嘱状。松井育子様。以下同文でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【区政情報課長】続きまして、副区長の寺田より、ご挨拶を申し上げます。

【寺田副区長】皆様、こんにちは。副区長を務めております、寺田好孝と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

新宿区情報公開・個人情報保護審議会の委員の委嘱にあたりまして、委嘱のご挨拶を申し上げます。

本来であれば、吉住健一新宿区長がここに来て、皆様方お一人お一人に委嘱状を交付させていただくはずでしたが、大変恐縮でございますが、公務が重なりまして、別の件で区長が今、外に出てございます。代理である私、寺田から皆様方に委嘱状をお渡しさせていただくことになりました。ご了承いただきたいと思います。

皆様におかれましては、日頃から新宿区政の発展のためにご指導、ご鞭撻、ご協力、ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、委嘱いたしました委員の皆様には、また公私ともにお忙しい中、快くお引受けをいただきまして、本当にありがとうございます。

皆様におかれましては、当区の情報公開制度と個人情報保護制度につきましてご審議をいただき、さらに当区の個人情報保護制度、情報公開制度ともに、よりよい制度として円滑に運営できるよう、皆様方のお力添え、ご指導いただきたく、お願ひいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

【区政情報課長】次に、委員の皆様を私からご紹介させていただきます。

まず、学識経験者の委員でございます。小林弘和委員でございます。

【小林委員】小林です。よろしくお願ひします。

【区政情報課長】小林委員は、専修大学法学部名誉教授で、平成23年から審議会委員として就任していただいております。

続きまして、香川明久委員でございます。

【香川委員】香川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【区政情報課長】香川委員は、東京弁護士会所属の弁護士で、今回、新任となります。

続きまして、布施一郎委員でございます。

【布施委員】布施です。

【区政情報課長】布施委員は、元新宿区常勤監査委員で、平成28年から審議会委員として就任していただいております。

続きまして、サイバーセキュリティに関する専門的な知見を有する委員でございます。坂下哲也委員でございます。

【坂下委員】坂下です。よろしくお願ひします。

【区政情報課長】坂下委員は、J I P D E Cの常務理事を務められております。今回、新任となります。

栗原宏平委員でございます。

【栗原委員】栗原でございます。お願ひいたします。

【区政情報課長】栗原委員は、社団法人P r i v a c y b y D e s i g n L a bの代表理事を務められております。今回、新任となります。

続きまして、区民委員でございます。川野奈緒委員でございます。

【川野委員】川野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【区政情報課長】川野委員につきましては、昨年に引き続きでございます。

松井育子委員でございます。

【松井委員】松井です。よろしくお願ひします。

【区政情報課長】松井委員におかれましても、昨年から引き続きでございます。

続きまして、本審議会の所管部長である総合政策部長の平井光雄でございます。

【総合政策部長】総合政策部長の平井でございます。よろしくお願ひいたします。

【区政情報課長】続きまして、情報システム課長の岩田弘雄でございます。

【情報システム課長】情報システム課長の岩田です。よろしくお願ひいたします。

【区政情報課長】今後ともよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、委嘱式を閉会いたします。

大変恐縮でございますが、副区長、また総合政策部長につきましては、次の公務が控えておりますのでここで退席させていただければと考えております。

(副区長、総合政策部長 退席)

【区政情報課長】続きまして、ここから第1回審議会に入らせていただきます。

まず、会長・副会長の選出について、審議会条例第4条によりますと、会長は委員の互選によることとなっております。進行につきまして、何かご発言がある方がいらっしゃいましたらどうぞお願ひいたします。布施委員、お願ひします。

【布施委員】会長については、従前、審議会の副会長だった小林委員にお願ひしたいと思ひます。

【区政情報課長】皆様、ただいま布施委員から小林委員との発言がございますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【区政情報課長】異議なしとお声いただいております。ご賛同いただければ、拍手をもってご承認をお願いできればと思います。

(拍 手)

【区政情報課長】ありがとうございました。それでは、小林委員に会長をお願いすることに決定させていただきます。

副会長の互選以降の進行につきましては、会長が選出されましたので、会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【会 長】それでは、副会長の選出につきまして、私が指名をさせていただきたいと思えます。副会長につきましては、香川委員をお願いしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】ありがとうございます。それでは、会長は小林委員、副会長は香川委員をお願いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上で、私の司会進行は終わらせていただきます。

それでは、ここから小林会長、ご進行、よろしくお願いいたします。

【会 長】それでは、これから私が進行役を務めさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

まず、事務局から、確認事項の説明をよろしくお願いいたします。

【区政情報課長】それでは、ご説明させていただきます。

まず、新宿区では、審議会等の附属機関の会議録につきましては、原則ホームページに掲載させていただいているところがございます。委員名簿につきましても、同様に審議会のホームページに掲載させていただければと考えているところがございます。この点についてご確認をお願いできればと考えております。

【会 長】それでは、事務局から説明がありましたが、この審議会は公開となっております。したがって、会議録をホームページ上に掲載していくということも必要かと思えます。委員名簿の公表ですが、私たちは区長から委嘱され、特別職の公務員として地位を持っておりますので、会議も公開している以上は特に委員氏名を隠す理由もないと思えますので、皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会 長】異議なしというお声をいただきましたので、事務局は説明にあったとおり事務を進めてください。よろしくお願いいたします。

続いて、議事に入りたいと思います。皆さんご承知のとおり、個人情報保護法が改正され、4月1日から各地方公共団体におきましても法律が直接適用されます。今回は施行後、初めての開催となりますので、改めて法改正の概要等につきまして、事務局から説明していただければと思います。

【区政情報課長】それではご説明させていただきます。皆様、改めましてよろしく願いいたします。

初めに、配付資料の確認をさせていただきます。まず「次第」。その後に「配付資料一覧」を添付させていただいております。

まず資料1「法改正の概要及び内容等」。資料2「個人情報保護法及び新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例の概要」。資料3「旧新宿区個人情報保護条例の規定・運用と改正後の個人情報保護法の比較」。資料4「個人情報に係るガバナンス体制」。資料5「新宿区情報公開・個人情報保護審議会における審議内容」。続きまして、参考資料5といたしまして、「新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例」。参考資料6として、当審議会の条例。その後に資料6として審議会委員名簿。資料7といたしまして、審議会の開催日程。参考資料1から4につきましては、少し分厚い内容でございますので、黄緑色のファイルに添付させていただいております。

以上、本日配付させていただいた資料でございますが、過不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この資料に沿いましてご説明をさせていただきます。

初めに、当審議会につきましては、情報公開、また個人情報保護に関する内容についてご審議いただくといった形になりますので、参考資料1、参考資料2につきましては、「新宿区情報公開条例」、また、新宿区における情報公開条例の解釈運用基準を添付させていただいております。参考資料3につきましては、今回、法改正で4月から施行されました個人情報保護法。参考資料4につきましては、国から示されております法律についてのガイドラインを添付させていただいているところでございます。

これまででもございますが、この審議会につきましては、主に個人情報保護等につきまして、様々ご審議、ご意見等をいただく場になると考えておりますので、本日は法改正があったことを踏まえ、個人情報保護に関する内容について、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、参考資料3の1ページをご覧くださいと思います。

法律の「目次」というところを少しご覧くださいと思います。

昨年までは個人情報保護に関する規定につきましては、新宿区の条例で定めていたところで

ございますが、個人情報保護に関する内容につきましては法律が直接適用されるという形になりましたので、4月からは新宿区におきましても個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報の取扱い等を行うこととなります。こちらの全ての条文をお話しいたしますと時間が非常にかかりますので、どんなことが規定されているのかといったところについて、簡単に目次を見ながらご説明をさせていただきます。

まず、第1章「総則」、第2章「国及び地方公共団体の責務等」、第3章「個人情報の保護に関する施策等」といった内容を規定しておりまして、第3章までの内容につきましては、主に総論的なものが規定されているところでございます。

続きまして、第4章「個人情報取扱事業者等の義務等」でございますが、こちらにつきましては、主に民間事業者に対する個人情報保護に関する規定が定められているところでございます。

続きまして、第5章「行政機関等の義務等」。こちらが国、また地方公共団体の個人情報保護の取扱いに関する規定が定められているところでございますので、主に新宿区といたしましては、この第5章の内容に基づいて今後取り扱っていくといった形になります。

なお、内容といたしましては、最初に第60条で「総則」が定められておりまして、第61条から第73条に、行政機関等における個人情報の取扱いについて定められております。どのような形で個人情報を収集してよいか、また外部に提供してよいか等々、個人情報の取扱いにつきましてこちらの61条から73条の間で定められているといったところでございます。

続きまして、第3節「個人情報ファイル」でございます。当然、区におきましては様々な個人情報を取扱うファイルといったものがございますが、こういったファイルにつきましては、基本的にはどういったファイルがあるのかを新宿区で取りまとめて、外部の方に公開するといったことがこちらで規定されておりますので、区におきましても、どのようなファイルがあるのかを公開していくといったところでございます。

続きまして、第4節「開示、訂正及び利用停止」とございますが、こちらにつきましては、区民が、自分のどのような情報を持っているのか開示してくださいといった規定、また、内容が違う場合については訂正してくださいといった開示請求、訂正請求等の内容が規定されているところでございます。この中で、例えば開示決定に不満がある場合については審査請求も認められておりますので、こういった規定についてもこちらで定められているところでございます。

続きまして、第5節「行政機関等匿名加工情報の提供等」でございます。今回、法で行政機

関等匿名加工情報の提供といった制度が新たに規定されたところでございます。こちらにつきましては、都道府県、政令指定都市につきましては今年度から始まるといったことになっておりまして、その他の地方自治体につきましては当分の間、任意とされているところでございます。こうしたところから、新宿区につきましては、現時点ではこちらの制度は適用していない状況でございますが、今後、国の流れ等によって、こういった制度も今後検討していくところも出てくると考えているところでございます。

続きまして、第6章でございますが、「個人情報保護委員会」の規定が定められております。今後は、個人情報の取扱いにつきまして、国が設置いたします個人情報保護委員会が一元的に管理監督するといったことになっておりますので、国の個人情報保護委員会の指導のもと、区におきましても個人情報の取扱い等をしていくこととなっております。

なお、現在、マイナンバーの制度につきましては、同様に個人情報保護委員会により一元的に管理監督されているといったところがございますが、今後はこの個人情報の取扱いにつきましても、国の個人情報保護委員会のほうの指導を受けながら運用していくことになるといったところでございます。

法につきましては、以上、こういったことが規定されております。個人情報保護法、また制令や規則がございますし、参考資料4でガイドラインをつけさせていただいておりますが、法の内容について解釈が定められたガイドライン、また、「事務対応ガイド」という、具体的な事務処理等の細かいところが規定されているものもございますので、今後、区におきましても、この法律やガイドライン、事務対応ガイド等に沿って、個人情報につきましても取り扱っていくということになります。

簡潔に法律の内容についてご説明させていただきました。この後、資料の順に沿って概要をご説明させていただければと思います。

まず、資料1をご覧ください。昨年からの審議会委員の方につきましては、見たことのある資料でございますが、今お話しさせていただいたとおり、個人情報保護法の改正で何が一番大きく変わったかにつきまして、これまで個人情報の取扱いにつきましては、国、民間事業者、自治体が、それぞれ個人情報保護に関する規定を持って、それぞれ運用していたといったところでございました。それがこちら図にございますが、公的部門における個人情報の取扱いも一元的に管理監督する体制を確立すること。また、官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法令による規律により生じていた不均衡・不整合を是正することを目的といたしまして、個人情報保護法によって、国も地方公共団体も民間事業者も法で規



律され、国の個人情報保護委員会が一元的に管理監督するといった体制に変更されました。

続きまして、資料2をご覧くださいと思います。簡単に個人情報保護法の概要、また、法の中には地方自治体がそれぞれ独自に定めてよいといったところが、若干認められておりまして、新宿区において法施行条例によって独自に定めている部分をまとめさせていただいたところでございます。

こちらの1番、2番、3番につきましては記載のとおりでございます。4番の「開示・訂正・利用停止請求」、こちらについて先ほど簡単に説明させていただいておりますが、法では請求があった日から30日以内に開示しなさいなどの規定がございますが、条例で期限を短縮することが認められていることから、新宿区では請求があった日から15日といった形で規定をさせていただいているところでございます。また、開示請求に係る手数料につきましては、条例で定めるとされていることから、無料とする規定を設けさせているところでございます。

また、5番の「個人情報の取扱い」、こちらが一番重要なところでございますが、こちらにつきましても法で様々規定されております。個人情報の取扱いにつきましても、法施行条例で一部上乘せが認められております。先ほど、個人情報ファイルの作成が義務づけられているとお話いたしました。新宿区といたしましては、個人情報ファイルのみならず個人情報に関する業務につきまして、全て業務登録簿を作成してございまして、区民にどういった個人情報を取り扱う業務を行っているのかを公表している状況でございます。

また、審議会につきましては、今までは各事業の審議を行っていたというところがございまして、今後は、基本的には専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるものについて諮問するといったことに変更したところでございます。

恐れ入りますが、資料3をご覧くださいと思います。旧条例と改正後の個人情報保護法の比較について、まとめたものでございます。こちらについて、今までお話しした内容と重複するところがございますので、本日、説明では割愛させていただければと思いますが、変更になったところについて、ご参考にしていただければと考えております。

続きまして、資料4をご覧くださいと思います。区の個人情報保護に係るガバナンス体制をまとめさせていただいたところでございます。

新宿区におきましては、これまで一番左の事業計画を策定いたしましたら、まず個人情報保護審議会についてご審議いただきまして、それに基づいて事業を開始してまいりましたが、法の趣旨に沿った体系に、令和5年度から変更させていただいたところでございます。

まず初めに、個人情報を取り扱う事業を計画いたしましたら、まず区の庁内会議へ付議しま

す。この会議は、個人情報保護管理運営会議といったもので、本年度から設置させていただいたところでございます。副区長をトップといたしました会議で、まずは個人情報の取扱いが適切であるか、また、セキュリティ対策についてしっかりなされているかといったところもチェックを行っていくといったところでございます。また、セキュリティアドバイザー、こちらの審議会の委員でございます坂下委員と栗原委員をお願いしているところでございますが、情報セキュリティに関わる各案件につきまして、坂下委員、栗原委員にも全て見ていただきまして、セキュリティ対策がしっかり行われているのか1件1件チェックをいただいているところでございます。そういった助言を踏まえまして、各案件につきまして必要に応じた再点検を行った上で、事業を開始していただくという流れで、今年度からは行っていきます。

なお、左から2つ目でございますが、個人情報の管理状況の監査を行う監査責任者を、今年度から設けまして、今年度からは新たに庁内で監査も始めたいと考えております。こういった監査を行うことで、各所属がしっかりと個人情報保護法にのっとり運用を行っているのかもチェックをしていきたいと考えているところでございます。

なお、真ん中がございますが、審議会につきましては、今後様々なご報告等をさせていただく中で、個人情報保護対策への意見や助言をいただければと考えているところでございます。

また、例えば個人情報の対策であるとか条例改正等を行う場合につきましても、審議会での審議も別途お願いするようなどころも出てくるかと思っておりますので、そういった際にはお願いできればと考えているところでございます。

恐れ入りますが、資料5をご覧くださいと思います。今、少し触れさせていただきましたが、この審議会における審議は、今後どのようなものをお願いしていくのかといったところを簡単にまとめさせていただいたところでございます。

記書き以下でございます。「個人情報保護法改正後の審議内容」でございますが、法の規定等に基づきまして、個人情報保護制度の運用及び在り方について、サイバーセキュリティに関する専門的な知見等を有する者の意見を踏まえた審議が特に必要であると認めた事項について行っていただく形になっております。その内容は具体的に何かといったようなところを示しておりますので、ご説明をさせていただきます。

四角で囲われたところでございますが、まず1点目といたしまして、情報公開条例または新宿区の個人情報保護に関する法律施行条例の改正を行うような場合が挙げられております。

また、2点目といたしまして、個人情報保護法第66条、安全管理措置についての規定でございます。下でございますが、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失または毀損

の防止その他保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」といった規定があり、様々な個人情報の取扱いであったり、サイバーセキュリティ対策について細かく規定されてございます。区における措置を策定したり変更するような場合で、特に必要であるときには、ご審議をいただくことになります。よろしくお願いたします。

(2) 以降でございますが、こちらは区のほうで考えているところでございます。まず1点目が、制度の運用状況の報告でございます。新宿区における情報公開、また、個人情報保護に関する制度が、どの程度、こういった形で運用されているのかといったところは、これまでも年1回ご報告しておりましたが、こういったものは引き続き報告させていただきまして、ご意見等いただければと考えております。

(3) でございますが、先ほどお話しさせていただきました管理運営会議で、それぞれ各事業の確認等を行っておりますが、こういった内容を審議したのか当審議会にご報告させていただきまして、その中で審議会の方々からも、もう少しこうしたほうがいいのではないかなど、様々なご意見等をいただければと考えているところでございます。ご意見いただいた内容については、今後の区の個人情報保護の運用に生かしていきたいと考えているところでございます。審議会における審議内容は、以上でございます。

そのほか、資料6につきましては委員名簿、また、資料7につきましては今後の開催日程等について示させていただいておりますので、何かございましたら後ほどご意見等いただければと思います。

長々になりましたが、説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【会 長】ご苦労さまでした。各委員、皆さんで何か質問とかあれば、どうぞ。

【栗原委員】ご説明ありがとうございました。「情報セキュリティアドバイザー等の意見を踏まえた」というところ、例えば、資料いただいた際に、どこら辺の視点でアドバイスをお渡しすればいいのか、もし何かご期待というか、そういったところがあれば少しお伺いできないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

【区政情報課長】情報セキュリティというのは、特にICTを活用した事業を実施する場合については、様々なリスクがある中で、やはり区としては当然、情報漏えいしてはいけないというところはございます。一度漏えいを起こしてしまいますと、信頼も失ってしまうといったところがございますので、区としては、事業を実施していく中で、こういったセキュリティ対策で万全なのかといったところを確認したいと考えております。坂下委員、栗原委員につきましては、日々、第一線でいろいろ活躍されているところございますので、もう少しこうした視点

で対策を強化したほうがいいのではないかと、こういった対策がないと情報漏えいのリスクが高まるのではないかとといったようなところをアドバイスいただければというふうに思っております。

【栗原委員】ありがとうございます。

【布施委員】資料4のところで見ますと、区のほうが事業を、スキームを決める、やりたい事業を援助して、それを次のページの個人情報保護管理運営会議を設置して、そこでお諮りして、その中で今の個人情報保護審議会に諮るとなっていますけれども、今までの審議会ですと、全ての事業を大体この審議会に報告したりと、案件が相当多かつたわけですが、審議会の日程を見ると、あと2回か3回で今年終わるようになっているので、全てを諮るのは恐らく無理なのではないかと思うので、どういう基準で審議会に諮るのか。そのイメージがつかないというところではあります。

【区政情報課長】これまでにつきましては、旧条例に基づいて、実際事業を始める前に審議会へ諮問等させていただいて、議論を踏まえた上で事業を実施するといった形になっておりましたので、年間10回ほど開催させていただきました。今回、法改正によりまして、恐れ入りますが、資料3の3ページ目をご覧くださいと思います。

「審議会への諮問」をご覧くださいと思います。こちらの右の欄を見ていただければと思いますが、これまで個人情報の取得、利用、外部提供、オンライン結合等につきまして審議会への諮問をしてきたところですが、基本的には審議会への諮問要件としてはいけない。要は、「審議会にかけなくては事業ができません」といったようなことを定めてはいけないという形ことになったところがございます。こういったところに基づきまして、これまでは審議会でチェックしていたところを、それができなくなるといった形になりました。ただ、各事業課がフリーでやっていいのかというと、やはりその辺はしっかりチェックしていかなければならないので、個人情報保護管理運営会議という形で別途設けさせていただきました。これまでの審議会でもチェックしてきた機能につきましては、管理運営会議で全てチェックしていくといった形で進めさせていただくことにしました。こうした観点から、管理運営会議につきましては、これまでの審議会と同様、年間10回程度を実施いたしまして、こちらでしっかりチェックしていく体制を整えさせていただいております。

この審議会はどういった役割かということについてですが、事後報告というような形で、管理運営会議ではこういった案件について審議をして、こういった形で了承しましたというところを審議会でも、事後的になります。ご報告させていただければと考えております。

その中で、やはり審議会の中で、もう少しこういったことで対策をしたほうがいいのではないかとというようなところがございましたら、ご意見等いただければと思っております。審議会でもいただいた意見については、逆にその後の事業を運営する上で生かさせていただくといった形で考えております。審議会、年間2回、3回程度考えておりますが、この2回の中である程度、例えば半年分ぐらい管理運営会議で審議した内容についてご報告させていただきまして、その内容につきまして、様々意見・ご助言等いただければと考えているところでございます。

【会 長】ほかにご質問等はございませんでしょうか。

【香川委員】今の布施委員の質問と一部共通するのですが、管理運営会議はどんな方で構成されているのかとか、規模とか、開催頻度の見込みとか、もう少し具体的なイメージを教えてくださいいただければと思います。

【区政情報課長】まずは、管理運営会議の構成メンバーといたしましては、副区長を会長とさせていただきます。各部長が基本的に構成メンバーとなっております。

なお、管理運営会議の下には分科会というのを設けさせていただいております。分科会では、区政情報課と情報システム課がメンバーとなっております。基本的には、この分科会で個人情報の管理体制はしっかりされているかといったところと情報セキュリティに関してしっかり対策がなされているかといったところを、しっかりチェックをいたします。また、坂下委員と栗原委員には、情報セキュリティの観点でしっかりと対策がなされているかといったところを外部の視点でしっかり見ていただくといった意味で、ICTを活用した事業につきましては、全て坂下委員と栗原委員に資料を送らせていただきまして、チェックしていただきます。そういったことにより、まず分科会でしっかりチェックをすることになります。その上で、最終的に管理運営会議で、副区長、また、各部長の視点でしっかりと対策がなされているかご確認いただくといったところが、管理運営会議の内容となっております。

なお、開催頻度につきましては、これまで個人情報審議会、年間10回ほど行ってございまして、個人情報保護審議会が行ってきたチェック機能を管理運営会議が行うという観点から、管理運営会議についても年間10回程度開催する予定でございます。

説明は以上でございます。

【香川委員】ありがとうございます。いわゆる外部委員が入っているという意味で、審議会の1つの意味があるという理解でよろしいでしょうか。

【区政情報課長】管理運営会議につきましても、外部の目という意味合いで、坂下委員と栗原委員に見ていただきます。この審議会につきましても、香川委員からもご指摘いただいたとお

り、外部の目で様々見ていただきます。ただ、審議会を条件にしてはいけないというところもございますので、事前チェックという形ではございませんが、外部の方々の目を見ていただきまして、今後に生かさせていただくという意味で、事後的でございますが、この審議会にご報告させていただきまして、様々ご意見等いただければありがたいと考えております。

【坂下委員】今日はどうもありがとうございます。私たちがやっているものはどういうものかという、区のほうから、少ないときだと2件ぐらい、多いときだと私の記憶だと15件ぐらいなのですが、バツと資料が流れてきまして、その中には、どういう仕様でやるのか、どういうデータが流れるのか、システム機器の構成はこうなっていますよということが書かれています。私がやっているのは、その事務をやろうとしたときに、過去にそういう事務をやろうとしてセキュリティインシデントがあったかどうかを調べて、それがあった場合には、それと適合したもので、「区は、この辺はできていますか」というのをまとめたものを意見書として出しています。

あと、セキュリティのところ一言助言しておく、昨年、警察庁の報告によると、ランサムウェアというサイバー攻撃がありますけれど、あれがたしか200件ちょっとあったのです。私の所属する組織はプライバシーマークをやっておりますが、プライバシーマークに来る事故報告というのは年間2,000件から3,000件あるのですけれど、そのうち7割ぐらいはヒューマンエラーです。CCで送ってしまってメールアドレスが漏洩したとか、郵送物の中の、宛名と中身が違っていた。ですから、日々の研修で大抵のことは防げると思います。

【区政情報課長】本当に、坂下委員にはこれまでもセキュリティアドバイス、様々いただいたところがございますが、基本的にいただいた意見につきましては反映させていただきまして、事業を実施してきたといったところがございますので、また今後も引き続き、そういった視点で様々審査等いただければと思います。よろしく願いいたします。

【会 長】どうでしょう。ほかに何かございますか。特にならぬようなら、今日は、これで終わりにさせていただきます。

【区政情報課長】本日は顔合わせというところもございましたので、ありがとうございます。

【会 長】では、今日の審議はこれで終わりにさせていただきまして、事務局から何かご発言あればよろしく願いいたします。

【区政情報課長】本日はどうもありがとうございました。次回の審議会につきましては、恐れ入りますが、7月6日の午前10時からを予定してございます。場所につきましてはこのフロアの第2委員会室で開催したいと考えております。考えている案件につきましては、先ほども

お話しした、新宿区でどれだけ個人情報とか、情報公開の事務を扱ったかといったようなところをご報告する運用状況報告、また、年度当初に幾つか事業について管理運営会議で審議したものでございますので、どういったものが審議されたかについては次回の審議会で、少しご説明させていただきまして、ご助言等をいただければありがたいなと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

【会 長】今日は最初ですので、あと何かご意見等おありの方がいらしたら、自由に、今日の議題に関係なくても結構だと思うのですが。どうぞ。

【松井委員】ありがとうございます。松井です。議題に関係ないのですけども、先日、横浜市で、コンビニでマイナンバーカードを使った住民票の誤交付があったと思うのんですけども、たしか富士通 J a p a n のクラウドだったと思うのんですけど、新宿区は同じのを使っていたりとか、大丈夫ですか。

【情報システム課長】今ご指摘のとおり、横浜市のほうでそういう事故があったということで、コンビニ交付の大もととは J - L I S という地方公共団体情報システム機構というところが運用をしております、そこから新宿区のほうにも情報提供がすぐありました。富士通 J a p a n に確認をしたところ、システムの構成が、政令指定都市と特別区とか、市町村の規模によって構成が違うということで、政令指定都市は何百万人以上だと思うのんですけど、規模の大きいところのシステムの関係で、横浜市には何とか区とかいうのがあると思うのんですけど、その階層のところでは不具合があったということで、事故が起きてしまったと。新宿区とかそういうレベルのところは同じシステムを組んでいないので、結果としては大丈夫ですという説明を受けました。ただし、新宿区としては、富士通 J a p a n からの説明が、若干時間がかかったもので、やはり何か事故が起きたときは、新宿区のほうにもシステムの運用をしているところとして、しっかり責任を持って早めに説明をしてきてほしい。というのは、やはり事故があったということで、新宿区は一旦、住民票の出力を、コンビニ交付を止めたのです。そうすると、やはり知らずにとりに来る方がいらっしゃいますので、今、必要だからとりに来たのに出せなかったということで、区民の方にご迷惑をおかけしてしまうので、早めにその情報をもらえれば新宿区、止めなくても済んだということがあるので、そこについては、富士通 J a p a n のほうにはしっかり情報提供、対応を速やかにしてほしいということは、要望はしました。結論としては、問題なかったというようなことになります。

【会 長】よろしいですか。ほかにありますか。どうぞ。

【川野委員】私は区に在住する者としての委員ですけれども、個人情報関係のニュースだとか新聞だとか、よくチェックするようになりまして、昨年度こちらの審議会に関わったことで、システムの構築だとか、そういったことと事業計画を成し遂げたい方との関わり合いというものに、かなり多くの方と時間をかけて構築されているということが大変分かりまして、今みたいなご説明というのも、ただ区で生活しているだけでは分からない、分かり得なかったことで、大変私としては勉強になるといいますか、ありがたい経験だなと思っております。

今年度は少し審議会の役割が変わるようですけれども、何かしら実りのあるもののできるように参加していけたらと思っていますので、よろしく願いいたします。

【区政情報課長】当然、坂下委員、栗原委員には、またシステムのところはお願いしたいと思いますが、川野委員、松井委員には区民として入っていただいております。やはり区民の方々の視点も非常に大切かなと思っています、我々、区で働いておりますとどうしても少し専門的なところで見てしまって、そういった視点は忘れないようにやっているつもりなのですけれど、そういった視点からも様々ご意見いただければと思いますので、ご協力いただければと思います。よろしく願いいたします。

【会 長】よろしいですか。では、第1回の審議会、閉会したいと思います。ご苦労さまでした。ありがとうございました。

午後2時54分閉会